

# 平成26年度 第10回柿崎区地域協議会 次第

日時：平成26年12月19日（金）午後2時00分

会場：柿崎コミュニティプラザ 305・306・307会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 報 告

(1) 市からの報告(資料No. 1)

(2) 会長報告(資料No. 2)

(3) 部会報告(資料No. 3)

## 4 自主的に審議する事項について

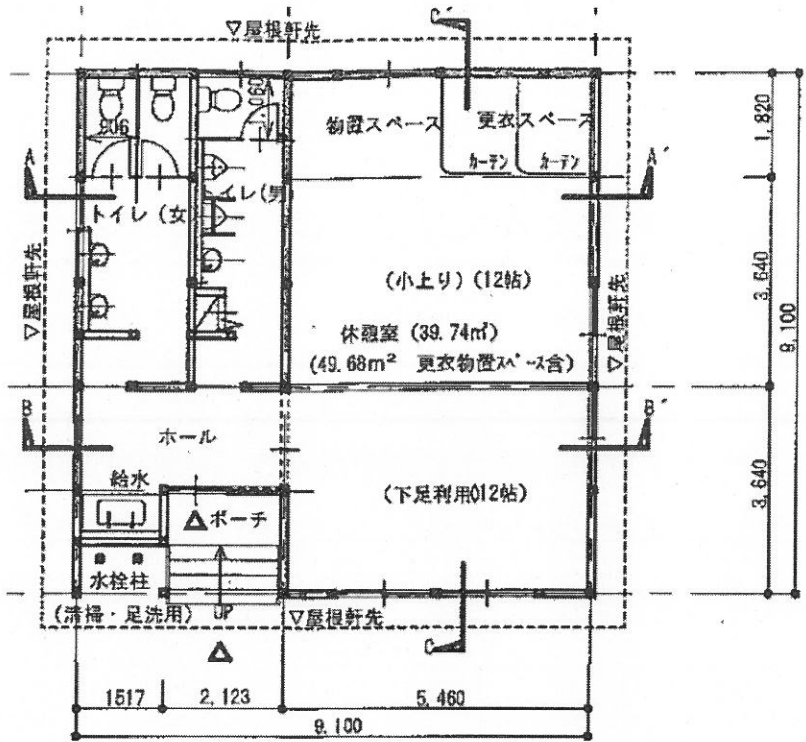
## 5 その他

・次回(第11回地域協議会)の開催日について

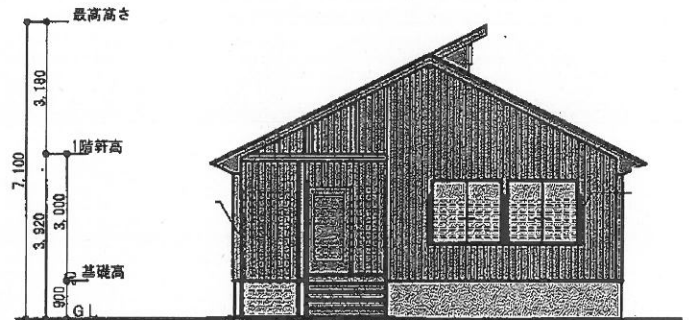
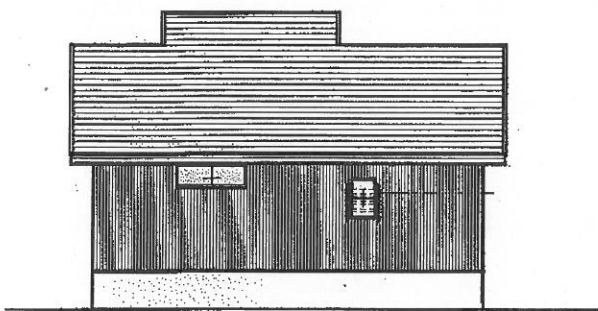
日時 平成27年1月 日( ) 午後 時 分から

会場 柿崎コミュニティプラザ3階 305・306・307会議室

## 6 閉 会



面積表 (m <sup>2</sup> )		
建築面積	82.81	25.0坪
1階床面積	77.56	23.4坪
延べ床面積	77.56	23.4坪



## 意見交換会の開催について(案)

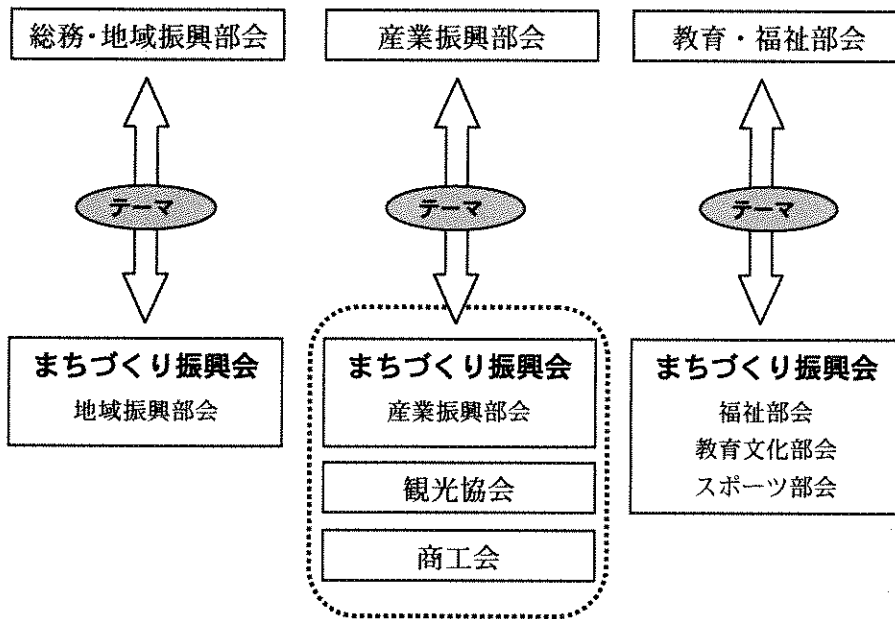
### 1 名称

柿崎区地域協議会と柿崎まちづくり振興会、観光協会及び商工会との意見交換会

### 2 意見交換の方法

部会との意見交換会を実施するにあたり、各部会で意見交換を実施したい項目(テーマ)を設定し、項目ごとに意見交換会を実施する。

(イメージ図)



## 平成 27 年度地域活動支援事業案の概要

1 趣旨	(2) 対象事業
2 各区への配分額	(3) 対象経費
(1) 総事業費	(4) 補助率・限度額の設定
(2) 配分額	5 事業の実施手順等
(3) 残額の取扱い	(1) 採択方針の取扱い
3 募集期間（主なスケジュール）	(2) 事業提案書の受付
4 事業の概要	(3) 提案事業の審査
(1) 実施方法	(4) 事業の紹介・公表

※平成 27 年度地域活動支援事業の概要は、平成 26 年度と同様とする。

## 1 趣旨

## (1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであると考えており、このような制度の実効性を高めていくための一つの手法として、本事業を制度化した。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、そうした正に市民主体のまちづくりが進められる契機としていくことを目的としている。

## (2) 運用方針

- 用途については、地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業であるならば、極力制限を加えることなく活用していただきたいと考えており、全市的な規制は最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねることとする。

## (3) 審査体制

- 住民に身近な地域協議会が住民の生活実感を踏まえた闊達な議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することが、地域住民の思いに寄り添う地域協議会、地域住民に信頼される地域協議会につながると考え、審査を地域協議会に委ねることとする。
- また、審査を通じ、活動団体の状況や地域の課題を把握すること、自主的審議の活性化につながることで、地域協議会に対する住民からの認知度向上に寄与することなどを期待しているところである。

## 2 各区への配分額

## (1) 総事業費

- 総事業費を 1 億 8,000 万円とする。

## (2) 配分額

- 均等割 126,000 千円 (4,500 千円×28 区) + 人口割 54,000 千円、均等割 7 : 人口割 3

## (3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 最終的な残額を、翌年度に加算することは行わない。

### 3 募集期間 【今後の主なスケジュール】

- ・ 11月下旬～ 各地域協議会において採択方針、募集期間等の決定
  - ・ 2月下旬 新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
  - ・ 3月～ 新年度の募集に向けた相談の受付
  - ・ 4月1日～ 事業の募集開始（募集期間は、地域自治区により異なる）
  - ・ 募集終了後 地域協議会での審査
  - ・ 審査終了後 採択事業の決定・公表
  - ・ 採択決定後 補助金の交付決定・事業の実施
- 事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

### 4 事業の概要

#### (1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
  - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
  - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く。）

#### (2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。ただし、次のものは対象外とする。
  - ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
  - ・ 公序良俗に反する事業
  - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
  - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
  - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

#### (3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
  - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ・ 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ・ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
  - ・ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ・ 金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
  - ・ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

#### (4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していただきたいという趣旨から、資金調達がネックとならないよう、補助率は10/10以内とする。
- 地域の実情に応じた対応とするため、補助率の設定及び上下限の設定は各地域協議会の判断に委ねることとする。

## 5 事業の実施手順等

### (1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針を作成する。
  - ・ 各地域協議会において採択方針の検討を行う。なお、検討の結果、変更を行わないことも考えられる。

### (2) 事業提案書の受付

- 事業提案書の提出に当たっては、事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要のため、郵送での応募は受け付けない）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。

### (3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	・ 提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。	・ 適否を確認
イ) 地域自治体の採択方針	・ 地域自治体ごとに設定するもの。	・ 適否を確認
ウ) 共通審査	・ すべての地域自治体の審査で共通するもの。	・ 5点満点で採点

#### 《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>・ 全市的な方向性と合致しているか</li> <li>・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情や住民要望に対応したものか</li> <li>・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか</li> <li>・ 緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>・ ほかに方法で代替できないものであるか</li> </ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・ 資金調達規模や時期に無理はないか</li> </ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな取組の視点はありますか</li> <li>・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか</li> <li>・ 助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか</li> </ul>

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
  - ・ 必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も考えられる。
  - ・ 事業提案書の様式、添付書類については、簡素化を求める声もあるが、審査するために必要な情報であることから、H26年度と同様とする。また、広く周知し「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
  - ・ 地域協議会委員に事業提案者の関係者が含まれる場合、当該委員は審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも考えられる。
  - ・ 基本審査について、必要・不要の両方の意見があるが、必要がないとの判断があれば、基本審査を行わないことも可とする。

#### (4) 事業の紹介・公表

- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

地域活動支援事業に係る地域協議会からの意見・課題（柿崎区において継続して検討すべき課題等）

（柿崎）区

No.		意見・課題の内容	改善策(検討した場合のみ)	見直し(案)
1	新規継続の見極めについて	新規事業か継続事業かの判断を明確にするため、審査基準、採択方針を見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの成長に関わることは、全額補助しても良いと思う。</li> <li>事業を通じて楽器を購入するのは良いことか。義務教育で、本来は学校や行政がそろえなければならないものを、PTAという名前で購入するのはどうかと思う。東京フィルハーモニーの演奏会までは良かったが、今年度の事業では楽器も購入する。それが、PTA所有としても、学校で使用し保管しているものだから、これらの点についても考えなければならないと思う。</li> <li>新規事業か継続事業かの判断については、今後も継続して地域協議会で審査すべき課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規継続かの判断については①事業の実施主体②事業内容の継続性③事業目的(実施して得ることができる効果)等を考慮し、プレゼンテーション後に実施する意見交換会において判断する。</li> </ul>
2		地域協議会において、学校関係の提案(柿崎中学校)は2回以上でも特例として補助率を10分の10として良いのではないかの意見があった。このことについても部会でご検討いただきたい。		
3	採点表・採点について	採点表に特記事項の欄があるが、そこに記入しても、採択の決定時、何も反映されない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>質問事項は文書で質問し、プレゼンテーションのときに、提案団体から文書で回答をもらうべきだと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレゼンテーション後に意見交換会を実施する。</li> </ul>
4		共通審査基準の評点が15点以上では相当厳しいため、10点以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率は原則だが、あきらかに予算が足りない時に補助額を減額しなければならないという問題が出てくる。地域協議会は補助金額の減額ができる。</li> </ul>	
5		地域協議会が事業の採択を行う際に、提案された事業計画と予算が地域活動支援事業に適切かどうかを判断する権限はあるが、予算を減額し、事業内容を変更させる権限はないと思う。一方的な減額は、提案された事業に地域協議会が介入したことになる。減額されても事業を実施できていると言われるかもしれないが、それでは当初の予算の信ぴょう性が問われる。点数の高い順に採択する方法に戻すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員はいろんな情報をもっていると思うので、プレゼンテーション後、意見交換会を行い、認識を広めたり問題点を洗い出したりすることは良いと思う。</li> <li>今のスタイルでは、特記事項に何が書いてあるかと、点数で評価するしかない。意見交換会など実施するのであれば、特記事項にあることを委員から話してもらえば良いのではないかと。</li> <li>分野別に部会ごとで意見交換を行ってもよいのではないかと。</li> </ul>	
6	プレゼンテーション・成果報告会について	地域協議会が行う審査の参考とするためにプレゼンテーションを行っているが、今後は新規提案事業のみとする。(事前質問含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレゼンテーションをもう少し充実させて、地域協議会の考えをその場で出せるようにすることも良いのではないかと。質問時間を決めてやるよりも、ヒアリングを兼ねて時間をかけて実施すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規事業のみ、提案内容のプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションでは、団体に対し、事業の目的、内容等のヒアリングができるものとする。</li> </ul>
7		地域活動支援事業の成果報告会は今までどおり実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果報告会は、いつも人が集まらない。生涯学習フェスティバルなどのイベントの日に実施すればよいのではないかと。</li> </ul>	
8		プレゼンテーションは公開にすべきである。それぞれの提案事業の宣伝の機会となり、地域支援事業への関心を高めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレゼンテーションを実施する前に、地域活動とはどのようなことなのか講師を呼んで勉強する場(フォーラム)があっても良いのではないかと。</li> </ul>	
9	補助率	補助率について、現在、補助採択の回数か2以上のものは10分の6となっているが、4割削減されると、資金の調達が厳しいため、下限を10分の8とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今の補助率は10分の10、8、6であるが、10分の6だと、非常に難しい事業が出てくると思う。しかし、協議会においてこの補助率に定めたのは、補助金がなくなっても、団体で自立して事業を継続して欲しいという意味もある。</li> <li>補助率は常に問題になっているため、まずはたたき台として、補助率10分の10、9、8にしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率の削減は団体の自立の観点からすれば重要なことであるが、事業の継続が困難であるという団体の意見を鑑み、10分の10、9、8とする。</li> </ul>
10		花うえの会のように、ボランティアで行っている事業は、補助率の減額はなくてもよいのではないかと。		
11		地域活動支援事業に長年取り組んでいる、「ドーム周辺花いっぱい事業」や「柿崎夕日フェスティバル事業」など、地域に定着している事業を、地域を元気にする提案事業に移行し、別予算で支援できないか。		
12	補助金の上限額について	補助金額の上限が150万円となっているが、多くの地域活動支援事業を募集するために上限を100万円とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率を変更するのであれば、補助金額の上限を設定し直す必要がある。</li> <li>上限100万円が良いのではないかと。</li> </ul>	変更なし
13	町内会の提案について	町内会としての提案事業はできなかったが、他の区では認めているところもあるため、事業内容を鑑みて、2~3町内会での提案も良いのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会が対象外ということではない。単独の町内会で実施することは、広がり欠けるため対象外であるが、ある程度の複数の町内会で提案するのであれば良いことは以前申し合わせをしていたはず。</li> </ul>	申し合わせ事項の確認をする。
14		提案書の事業概要で「期待する効果」を記入する欄があるが、事業終了後に投資対効果を把握し、評価することが必要ではないかと。		
15	物品の購入にかかる提案について	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の地区で防災備品を購入したり、LEDにしているが、果たして良いのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会の街灯については、市で電気料を負担しているが、LED化を促進するように市の事業として取り組んでもらいたい。</li> <li>楽器の購入ということになると、学校で差が出てしまう。柿崎区の場合、中学校が1つしかないのが良かったかもしれないが、複数あったらどうなるかという課題。小学校は3つあるが、それらで金管楽器をそろえたいという提案が出てきたらどうなるのか。</li> </ul>	プレゼンテーション後に意見交換会を実施する。
16	地域活動支援事業の提案を増やすための取り組みについて	地域活動支援事業の提案数を増やすために、小口枠をつくり随時募集、審査していくものはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度ごとに提案を募集し、事業を実施することが目的であるからできないのではないかと。地域活動支援事業の中で、いつ出てくるかわからない事業の為に小口枠は作れない。</li> </ul>	変更なし